

9章 実現化に向けて

1 緑のまちづくりに向けた役割認識

本計画による緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するためには、取組みの主体となる市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識しつつ、専門家の支援のもと、協働体制を築き、出来ることから実行していくことが重要です。

■ 市民・事業者・行政・専門家の役割

市民

市民自らが緑づくりの主役であることを認識し、普段の生活の中で身近な緑を育てるとともに、積極的に地域の緑の保全・緑化活動へ参加することが大切です。また、自治会や子ども会などが主体となって、緑の保全・創出に取り組むことが重要です。

事業者

CSR活動^{※1}の一環として、屋上・壁面緑化や駐車場緑化などの環境対策などに先進的に取り組むとともに、自治会や市民活動団体などとの連携により、地域に密着した緑のまちづくりを進めることが求められています。

行政

本計画の具体的な施策を推進するとともに、施策の取組み方を見直し、市民や事業者との協働体制づくりや緑に関する活動が促進するような機会の提供などを図り、緑のまちづくりが発展するための環境整備を進めます。

専門家

本計画の具体的な施策を円滑に実行するため、緑のまちづくりや生態系の保全などに関する技術的な支援を行います。

2 計画推進のための組織づくり

■ 計画の進行を管理・評価する組織づくり

緑に関する重要な事項を審議するとともに、本計画の具体的な施策の進行状況を管理・評価する体制を整えるため、市民や専門家などが主体となって組織される「(仮)刈谷市緑の協議会」の設立を検討します。

また、下部組織となる「(仮)緑のテーブル会議」の設置を検討し、施策や課題ごとに、具体的に話し合う場としていきます。

■ 市の行政組織体制の強化

本計画の具体的な施策を推進する組織の強化に努めるとともに、関係部署との連絡調整の体制づくりを推進します。

【用語の説明】

※1 CSR活動:「企業の社会的責任」の意味。環境問題への配慮や地域社会への貢献など企業が市民として果たすべき責任のこと。



3 あいち森と緑づくり事業の活用

緑化の推進や緑の担い手づくりなどの施策を実施していくために、「あいち森と緑づくり事業」を活用し、市民や事業者との協働による様々な緑のまちづくりを推進します。

■ あいち森と緑づくり事業とは

「あいち森と緑づくり税」を活用し、市町村が行う身近な緑づくり、緑の街並み推進、美しい並木道再生、県民参加による緑づくりを支援する事業です。

身近な緑づくり

緑の街並み推進

美しい並木道再生

県民参加による緑づくり



出典:愛知県発行「あいち森と緑づくり事業」パンフレット

4 緑の保全・創出に関する新たな制度の導入

本計画を実現するため、都市緑地法、景観法^{※2}及び歴史まちづくり法^{※3}などの従来からの各種制度の活用を検討していくほか、国や県の政策動向を見定めつつ、緑の保全や創出に関する新たな制度を積極的に導入し、条例をはじめとした制度の充実に努めます。

5 計画推進のための財源の確保

近年の社会情勢の変化により、行財政運営のための自主財源は減少傾向にあり、各事業の実施において財源の確保に厳しいものがあります。

本計画に伴う各種事業の推進については、適切かつ確実に実施していくため、国や県の補助制度を積極的に活用し、財源の確保に努めていきます。

また、新たな財源確保策としてネーミングライツパートナー制度^{※4}や、用地取得費の軽減が期待される立体公園制度^{※5}などの活用について検討するとともに、緑に関する基金のPRに努めます。

※2 景観法:都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するための法律。

※3 歴史まちづくり法:良好な歴史的風致を維持・向上させ後世に継承するための法律。

※4 ネーミングライツパートナー制度:契約により市の施設などに「愛称」として団体名や商品名などを付与していただき、その代わりに対価を支払っていただく制度。

※5 立体公園制度:効率的に都市公園を整備するため、駐車場や店舗などの上部を都市公園の区域として定めることのできる制度。